

犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第18条第4項の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する必要な措置を示すことにより、店舗における従業員等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針は、個室を設け、当該個室において客に図書等（埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号）第3条第3号に規定する図書等をいう。）の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者（以下「個室事業者」という。）が営業する店舗を対象とする。

(2) 指針の位置づけ

この指針は、個室事業者に対し、犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する必要な措置を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

個室事業者は、店舗における従業員等の安全を確保するため、次の対策に努めるものとする。

1 店舗の安全対策

(1) 店舗管理者の選任

個室事業者は、店舗ごとに管理者（以下「店舗管理者」という。）を置き、店舗の安全管理及び従業員等に対する安全対策に努めるものとする。

(2) 責任者の指定

店舗管理者が不在となる時間帯においては、勤務中の従業員の中から責任者を指定し、従業員等に対する安全対策を講じさせる。

なお、責任者を指定する場合には、一定の経験を有する者を指定するよう配慮する。

(3) 店舗の防犯対策

ア 利用客の本人確認

個室事業者は、会員制度の導入又は利用者名簿の備付けにより、利用客の本人確認に努めるものとする。

なお、利用客の本人確認に当たっては、運転免許証等の写真付きの証明書の提示を受ける方法によって確認し、他人の成りすましに留意するほか、本人確認がとれない利用客については、入店させないように努めるものとする。

イ 防犯設備の設置

個室事業者は、店舗の防犯効果を高めるため、店舗出入口、受付、通路等の共用スペースにおける防犯カメラの設置のほか、利用客が扉を自由に施錠でき、かつ、壁及び扉で仕切られることにより外部から内部を直接視認することが困難である個室（壁又は扉に目隠しをすることが可能であるものを含む。以下「完全個室」という。）には緊急連絡用の通報装置（以下「非常通報装置」という。）を設置するなど、店舗内の安全対策に努めるものとする。

ウ 防犯設備の点検

店舗管理者は、防犯カメラ及び非常通報装置などの防犯設備について定期的に点検し、正常に作動していることを確認する。

エ 店舗の新設又は改修する際の留意事項

店舗を新設する場合、又は改修を行う場合には、完全個室における緊急事態に対処するため、外部から開錠ができる設備の整備等に努めるものとする。

(4) 留意事項等の掲示

個室事業者は、受付及び個室等の利用客から見える場所に、店舗内に防犯設備を設置していることなど、店舗における利用客の留意事項等を掲示するよう努めるものとする。

2 従業員の安全確保

(1) 責任者に対する指導

店舗管理者は、全ての責任者に対し、安全対策に関する店舗内の設備の整備状況、緊急時の対応要領について指導を行うものとする。

(2) 従業員に対する指導

店舗管理者及び責任者は、従業員に対し、次の事項について指導を行うものとする。

なお、新たに雇用する従業員に対しては、事前に安全対策に関する店舗内の設備の整備状況、緊急時の対応要領について指導を行うものとする。

ア 利用客への対応

利用客のいる個室には単独で入室することはせず、受付又は通路等の共用

スペースにおいて利用客の対応を行うものとする。

やむを得ず、利用客のいる個室に入室する場合には、複数人で対応を行うものとする。

イ 利用客のいない完全個室に入室する場合

利用客のいない完全個室に入室し、清掃及び機器の点検等を行う場合には、施錠して作業を行い、利用客の侵入防止に努めるものとする。

ウ 従業員同士の連携

利用客への対応及び利用客のいない完全個室へ入室する場合には、責任者又は他の従業員と連携するよう努めるものとする。

(3) 勤務状況の把握

店舗管理者及び責任者は、店舗内における従業員の勤務状況の把握に努め、従業員と一定時間連絡が取れない事態が起きないように努めるものとする。

3 対応マニュアルの策定

個室事業者は、店舗内において発生すると予測されるトラブル又は緊急事態に対し、従業員が的確に対応することができるよう、安全対策を定めた対応マニュアルの策定に努めるものとする。